

○総行情第72号

「自治体クラウド推進本部」設置要綱を次のように定める。

平成22年7月30日

総務大臣 原口 一博

「自治体クラウド推進本部」設置要綱  
(設置)

第1条 地方自治体業務に対するクラウドの導入は、行政コストの大幅な圧縮、実質的な業務の標準化の進展、住民サービスの向上のための電子自治体の確立、我が国経済の活性化、国際競争力向上の観点から喫緊の政策課題であり、省内関係部局が一体となって、その総合的かつ迅速な推進を図るため、自治体クラウド推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、自治体クラウドの全国展開に向けた取組を推進するとともに、住民サービスの向上のための電子自治体の確立に向けた関連課題について検討を行う。

(1) 自治体クラウド導入に伴う地方自治体のネットワークに関すること

(2) 自治体クラウド導入に伴う業務の見直しや標準化に関すること

(3) その他住民サービスの向上のための電子自治体を確立するために必要な方策に関すること

(本部組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、総務大臣をもって充てる。

3 副本部長は、総務副大臣、総務大臣政務官及び内閣総理大臣補佐官（地域主権、地域活性化及び地方行政担当）をもって充てる。

4 本部員は、別紙に掲げる職員をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

(副本部長の職務)

第5条 副本部長は、本部長が不在の際にその職務を代行する。

(本部会議)

第6条 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要に応じて、関係団体の代表者等に対して本部会議への出席を要請することができる。

(幹事会)

第7条 本部の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、顧問、幹事長、幹事長代理及び幹事をもって組織する。

3 顧問は、総務副大臣をもって充てる。

4 幹事長は、総務大臣政務官をもって充てる。

5 幹事長代理は、地域力創造審議官及び官房審議官（地方行政・電子自治体、選挙担当）をもって充てる。

6 幹事は、別紙に掲げる職員をもって充てる。

(有識者懇談会)

第8条 本部の下に有識者懇談会を置く。

2 懇談会のメンバーは、総務大臣が指名する。

3 懇談会のメンバーは、推進本部における検討、実施状況の説明を受け、意見を述べる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、地域力創造グループ地域政策課地域情報政策室が、関係部局の協力を得て処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。

別 紙

自治体クラウド推進本部 本部員

事務次官、総務審議官、地域力創造審議官、官房長、行政管理局長、自治行政局長、自治財政局長、自治税務局長、情報通信国際戦略局長、総合通信基盤局長、政策統括官（情報通信担当）、消防庁次長

自治体クラウド推進本部幹事会 幹事

大臣官房企画課長、行政管理局行政情報システム企画課長、自治行政局住民制度課長、地域力創造グループ地域政策課長、地域力創造グループ地域情報政策室長、自治財政局調整課長、自治税務局税務管理官、情報通信国際戦略局情報通信政策課長、情報流通行政局情報流通振興課長、情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室長、総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課長、消防庁総務課長

なお、幹事会はメンバーを必要に応じて随時追加することができる。